

(第7号議案)

## 一般社団法人移行後の新定款（案）について

一般社団法人移行後の新定款（案）を以下の通り策定いたします。

### 1. 新旧対照表

資料2の通り

### 2. 改定主要項目

#### (1) 役員の職務権限の明確化

法律上、従来以上に定款における役員権限の明確化が求められています。

##### ア 理事

理事には、「代表権限」と「業務執行権限」という2つの権限が付与され、理事会を設置する法人は、理事の中から、代表理事と業務執行理事を選任することが定款上求められるため、新定款案においては、会長を代表理事（法人代表者）、副会長・専務理事を業務執行理事、ということで規定させていただいています。なお、意思決定自体はあくまでも理事会が行うものであり、代表理事、業務執行理事以外の理事は、その意思決定を行うメンバーの一員としての役割を担います。また、代表理事、業務執行理事は定期的に各々の業務執行状況を理事会に報告しなければならない義務を伴います。

【新定款案第22条・24条】

##### イ 監事

監事に関しても、定款上明確に業務の定めを設ける必要があり、現行の定款より詳しくその内容を記載しています。また、新法人移行に伴い、理事の業務執行に関して監査報告を行う義務を伴うことも新たに求められています。

【新定款案第25条】

#### (2) 非営利型一般社団法人の要件明確化

非営利型一般社団法人への移行を行うために必要な定款構成を整えています。

##### ア 理事構成における親族関係者数制限

【新定款案第22条2項】

##### イ 剰余金の分配禁止

【新定款案第48条】

##### ウ 残余財産の処分制限（類似目的の公益法人、NPO法人のみ対象）

【新定款案第49条】

#### (3) その他（新組織運営体制関連）

##### ア 経営諮問委員

【新定款案第35条】

##### イ 部会の明確化

【新定款案第37条】

### 3. 包括承認について

通常総会での承認後、内閣府との認可手続きの過程における定款案の軽微な修正に関しては、会長に一任していただけるよう、包括承認をいただきたいと考えています。それ以外の修正に関しては、臨時理事会並びに臨時総会を開催し、改めて修正案のご承認をいただきます。